

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第9号

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と

認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和28年四日市市条例第5号）第12条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（次条第2号において「その他任期付職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

(2) 第3条第1項各号に掲げる業務の期間が3年を超えることが明らかな場合

(任期の更新)

第6条 任命権者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(1) 第2条第1項又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合 採用した日から5年を超えない範囲内

(2) その他任期付職員の任期が3年（前条各号に該当する場合にあっては、5年。以下この号において同じ。）に満たない場合 採用した日から3年を超えない範囲内

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げ

る号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その者の給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。ただし、規則で定める額を超えることはできない。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号。以下「給与条例」という。）第5条の2、第6条、第9条、第30条の2から第36条まで、第40条の2、第45条から第47条まで、第53条、第53条の2及び第60条の5の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の122.5」及び「100分の137.5」とあるのはいずれも「100分の155」とする。

(任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)

第9条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する給与条例第41条第2項第2号、第45条第3項及び第63条の3の規定の適用については、給与条例第41条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第 号。以下「任期付条例」という。）第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）と、給与条例第45条第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第63条の3中「再任用職員」とあるのは「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

(特定任期付企業職員の給与に関する特例等)

第10条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

2 四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和33年四日市市条例第15号。以下「企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の3、第5条から第7条まで、第8条の2及び第11条の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。

3 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第8条の3の規定の適用については、企業職員給与条例第8条の3中「管理監督の職にあるもの」とあるのは、「管理監督の職にあるもの及び四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第 号。以下「任期付条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（企業職員である短時間任期付職員の給与の取扱い）

第11条 企業職員である短時間任期付職員に対する企業職員給与条例第16条の2の規定の適用については、企業職員給与条例第16条の2中「第28条の5第1項の規定に基づき採用されたもの」とあるのは、「第28条の5第1項の規定に基づき採用されたもの及び任期付条例第4条の規定により採用された短時間勤務職員」とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（総務部人事課）